

平成21年5月22日

「基本的対処方針」等のQ & A

- (問1) 今般の新型インフルエンザの特徴をどのように考えればよいか。
- (問2) 今般の新型インフルエンザ対策の目標は、何か。
- (問3) 今回、「基本的対処方針」が改定されたが、「確認事項」の位置づけ如何。
- (問4) 従来の「新型インフルエンザ対策行動計画」や「新型インフルエンザ対策ガイドライン」と「基本的対処方針」は、どのような関係にあるのか。
- (問5) なぜ、「基本的対処方針」を改定したのか。
- (問6) 症状は季節性インフルエンザと同じ程度という意見もあるが、国内での感染防止策については、学校の臨時休業など不必要に強い措置となっているのではないか。
- (問7) 「基本的対処方針」の「二。」における「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の具体的範囲如何。
- (問8) 外出に当たり、必ずマスクを着用する必要があるのか。
- (問9) 公共交通機関におけるマスク着用についてはどのように考えればよいのか。
- (問10) 誰が国民や事業者に対し、呼びかけや要請を行うのか。
- (問11) この基本的対処方針については、どのような方法で市町村に伝達されるのか。
- (問12) 国は、不要不急の外出の自粛や集会、スポーツ大会等の開催の自粛、事業活動の縮小・自粛を求めているのか。
- (問13) 集会やスポーツ大会は、中止しなければならないのか。
- (問14) 米国では、学校閉鎖（臨時休業）は行っていないのに、どうして我が国で行うのか。
- (問15) 学校の中では、どうして大学だけ取扱いが異なるのか。
- (問16) 感染の初期、患者発生が少数である場合に、学校・保育施設の臨時休業は、地域の学校等の全てを対象にする必要があるのか。特定の学校等の臨時休業や学級閉鎖では足りないのか。
- (問17) 急速に患者数が増加してきた場合、地域の学校・保育施設等の全てを対象に臨時休業の要請をする必要はないのか。

- (問 18) 県境の市町村で感染が確認された場合、隣接する都道府県にはどのような方法で情報提供されるのか。
- (問 19) 臨時休業の対象となる学校・保育施設等の「等」にはどのような施設が含まれるのか。
- (問 20) 保育施設等の臨時休業は、都道府県が要請するとされているが、どのように行うのか。
- (問 21) 保育施設等が臨時休業になり、子どもを預かれなくなる場合、共働き家庭はどうすればよいのか。また、短期入所・通所介護等を行う事業所が臨時休業になり、高齢者が利用できなくなる場合、当該高齢者を介護しなければならない家族は勤務をどうすればよいのか。
- (問 22) 保育施設や高齢者の短期入所・通所介護等を行う事業者が臨時休業になった場合、保育サービスや介護サービスを確保するための方策を考えているか。また、その対象者如何。
- (問 23) 保育施設については、臨時休業になった場合に従業員の勤務に配慮するよう要請するとされているが、学校の場合は要請しないのか。
- (問 24) 在宅の障害者や高齢者等の支援とは、どのようなものか。
- (問 25) 事業主については、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する等とされているが、従業員向けの対策として、具体的にはどのようなことが考えられるか。
- (問 26) 事業主については、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請するとされているが、利用客への対策として、具体的にはどのようなことが考えられるか。
- (問 27) 従業員が発症した場合、同じ職場の従業員全員を自宅待機させ、営業を中止する必要があるか。
- (問 28) 機内検疫及び停留はとりやめるのか。
- (問 29) 国では、各省庁の事業や職員について、どのような措置を講ずるのか。